

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第1節 年金制度の現状と動向

年金制度は、医療保険と並んで社会保障制度の支柱をなす制度といわれる。これは、年金制度の目的が所得の喪失という貧困の基本的な原因に対して国民生活を守ることにあるからである。生活を維持するための所得が永久に失なわれる場合としては、まず、老齢による仕事からの引退、次いで、心身の障害による働く能力の喪失、さらに、生計の中心者が死亡して遺族がとり残されることが数えられる。年金制度は、これらの事故を対象として、失われた所得を補うための年金を支給して国民生活の安定に寄与しようとするものである。

現在のわが国には、法律に基づく社会保障制度としての公的年金制度が8種類あり、その概要は第2-6-1表のとおりであるが、大別して一般国民を対象とする国民年金・厚生年金保険および船員保険と、中央地方の公務員およびこれに類似する特定職域の勤労者を対象とする各種共済組合とに分けられる。一般国民を対象とする年金制度は政府の責任により管理運営されているが、公務員等の年金制度は、関係各省の監督の下に組織された共済組合が運営することとされている。

第2-6-1表 公的年金制度一覧

第2-6-1表 公的年金制度一覧
(39年3月現在)

	根拠法(施行日)	適用対象	対象者数(千人)
国民年金	国民年金法(福祉年金 昭34.1.1) 拠出年金 昭36.4.1)	一般国民	19,560
厚生年金保険	厚生年金保険法(昭29.5.19)	一般被用者	16,759
船員保険	船員保険法(昭15.6.1)	船員	243
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法(昭33.7.1)	国家公務員	1,077
公共企業体職員等共済組合	公共企業体職員等共済組合法(昭31.7.1)	国鉄・専売公社・電 々公社の役職員	727
地方公務員等共済組合	地方公務員共済組合法(昭37.12.1)	地方公務員等	2,168
私立学校教職員共済組合	私立学校職員共済組合法(昭29.1.1)	私立学校教職員	113
農林漁業団体職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合法(昭34.1.1)	農林漁業団体職員	331

これらの年金制度のうち国民年金を除く七つの被用者年金制度は、幾多の制度的変革を経ながら、それぞれ、20年以上の歴史を有しているが、昭和36年に国民年金が加わって、国民のすべてが原則としていずれかの年金制度に加入する皆年金の体制が完成された。これと同時に、公的年金各制度の間を移動した結果、各制度で定められている老齢年金又は退職年金の受給に必要な期間を満たさない者のために、各制度の加入期間を通算する通算年金制度も創設された。また、このように主として拠出制による皆年金体制が整備されるに先立って、34年には、過去に年金制度に加入していなかった者または加入していた期間が短かったために年金の支給を受けられない者で、年金による保護を必要とする老齢・障害・母子の状態にあるものに対して無拠出の年金を支給する福祉年金制度が発足した。

このようにわが国の年金制度は、今日なお発展の途上にあり、現在ようやく一応の制度的体系を整えたところ

ろである。したがって、社会保障制度の主要な分野の一つである長期的所得保障という機能を果たすためには、なお不十分な点が少なくない。その第1は、支給される年金額の水準に一般国民を対象とする年金制度と公務員等特定職域を対象とする各種共済組合との間で大きな格差が存在していることである。現実に支給されている老齢年金又は退職年金の平均額を見ても、各種共済組合では月額1万円を上回っているのに対して、厚生年金は月額3,500円程度(改正前)、船員保険が4,700円程度(改正前)であり、国民年金では40年間の加入者で月額3,500円の給付が予定されている。このような制度間の格差が生じている原因としては、各制度の沿革や保険料による費用負担の能力の差異など各種の要因が重なっているのであるが、いずれにしても人口の急速な高齢化を目前に控えて年金制度の整備拡充が要請されている今日、著しく低い給付水準の存在は放置しえない緊急の問題となってきた。第48回国会に厚生年金保険および船員保険の両制度の給付水準を大幅に引き上げるための改正案が提案されたのは、このような要請に応じて、年金制度の飛躍的拡充をはかるためであった。

給付水準の格差の問題に加えて、現在の年金制度には全体的にみて、どのような場合にどのような年金を支給するかという制度の基本にわたる事項においても、その他の細目についても、制度ごとの沿革に基づく相違があり、必ずしも社会保障制度としての統一的な構成が貫徹されているわけではない。たとえば、障害年金や遺族年金を受けるための要件としての制度、加入期間にも相違がある。このような内容の不均衡も、今後解決を要するおもな問題点の一つである。

厚生年金保険および船員保険の改正の内容は後述のとおりであるが、これら両制度の改正により、被用者の年金制度は、給付水準に関するかぎりではほぼ足並みをそろえることになった。残された国民年金についても、41年度における再計算期を機に給付水準の引上げ等の改善が検討されている。

このようにして、各制度がその給付水準に関するかぎりにおいて実質的に国民の生活保障を行ないうるレベルに達すれば、これまで各制度ごとの個別の沿革や改正時の諸事情によって生じていた問題、たとえば、前述の資格期間や障害の範囲等給付額以外の内容にわたる不均衡あるいは相違点が年金制度の果たすべき本来の機能に照らして整理調整されなければならない段階に至るといえよう。

また、拠出制の年金を受けることができない者に支給されている福祉年金の今後の役割も、年金制度の全般的な充実に合わせて新たな検討を必要としよう。さらに、現在国民年金制度において任意加入の取扱いを受けている被用者保険の配偶者に対する今後の年金制度の適用や、あるいは支給中の年金額を物価など経済的諸条件の変動に応じて調整する方法の確立など残されている課題は小さくない。第2次大戦後の世界各国では、社会保障制度、なかでも年金制度の整備拡充に努力してきた。ILOにおいても、著しい年金制度の進展を背景として年金制度に関する戦前の諸条約の改訂を準備している。わが国では、戦後の経済復興に国力を注入しなければならなかったなどの事情により年金制度の発展は西欧諸国に著しく遅れる結果となった。しかし、厚生年金保険および船員保険の大幅な給付改善とこれに続く国民年金の改正を第1段階として、新たな年金制度の発展の時期を迎えることになる。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第2節 国民年金

1 被保険者

国民年金の対象となる被保険者には、農林漁業および商工業の自営業者で他の公的年金において対象とされていない者、すなわち、強制被保険者と、公的年金制度に加入している者の配偶者、他の年金制度から給付を受けている者等で自己の意思で任意に加入した任意加入被保険者とがある。

被保険者の適用は、他の公的年金のように職場単位では握するのと異なり、被保険者各個人を住所単位には握していかなければならないため困難な面があるが、制度発足以来漸次制度の国民への浸透と行政指導の強化とにより、適用状況は、第2-6-2表のとおり順調な推移を示している。

第2-6-2表 国民年金被保険者数の推移

第2-6-2表 国民年金被保険者数の推移		(単位：千人)	
	総 数	強 制 加 入	任 意 加 入
35 年 度 末	17,086	14,882	2,204
36	18,516	16,051	2,465
37	19,016	16,484	2,532
38	19,560	16,958	2,602
39	20,184	17,494	2,690

社会保険庁調べ

しかしながら、満20歳に達する者を中心とする新規加入者がまだ着実な伸展をみせていないこと、および主として大都市において制度発足当時からの被保険者が未適用者として一部残存していることが指摘される現状にあるので、これらの適用の促進が今後の課題といえる。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第2節 国民年金

2 保険料

国民年金制度は、その対象が、農民・自営業者等所得の正確な把握がむずかしい階層であるため、他の制度と異なって均一拠出、均給付のたてまえをとっている。保険料の額は、20～35歳までは月額100円、35歳以上は月額150円となっており、当該年度中の毎月の保険料は、被保険者の資格取得の際に交付した国民年金手帳に保険料相当額の印紙をはり、市町村長の検認を受けることによって納付される。

保険料には、この印紙によるもののほか年度を経過したため、印紙による納付ができなくなったことにより現金で納付する調定保険料、将来の一定期間又は全期間の保険料をまとめて納付する前納保険料、保険料納付を免除されていた分をあとから承認を受けて納付する追納保険料などがある。これらの保険料収入の実績を示すのが第2-6-3表である。

第2-6-3表 国民年金保険料収入の推移

第2-6-3表 国民年金保険料収入の推移					(単位：千円)
	総額	印紙売りさばき額	調定保険料	前納保険料	追納保険料
36年度末	18,364,697	(18,144,536) 17,417,538	—	946,620	539
37	21,597,046	(19,795,688) 20,114,649	1,184,475	287,447	10,475
38	22,798,870	(21,088,646) 21,301,914	1,210,516	268,127	13,313
39	23,623,151	(22,268,388) 22,391,460	957,417	257,762	16,511

社会保険庁調べ

(注) 印紙売りさばき額欄()は検認額を示す。

保険料納付の状況を最も端的に示すものは検認率である。これは被保険者が保険料を納付すべき月数と、検認を行なった月数の比率であって、現年度分保険料の収納割合を示すものである。検認率は年々向上を示しており、37年度80.0%、38年度85.3%、39年度においては40年1月末現在92.7%の実績を示している。このような収納実績の向上は、国民の理解が深まってきたことにもよるが、納付組織の果たした役割も大きい。この納付組織は、地域を単位に被保険者を組織化し、保険料の取りまとめを行なうものであるが、これら納付組織は、38年末において組織数27万、組織化された被保険者数は、1,500万人となっている。

国民年金の被保険者には、無業者・失業者も含まれており、また、長い間には、保険料を納付できない状態になることも考えられる。これらの状況を考慮して保険料免除制度があるが、40年1月末において、この免除を受けているものは、216万人で強制加入被保険者の12%となっている。地域別に見ると九州・東北・四国等の地域の県が比較的高く大都市周辺では低い状況で、地域間の所得格差をおおむね反映している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第2節 国民年金

3 給付

拠出制国民年金における給付には、老齢・通算老齢・障害・母子・準母子・遺児・寡婦の七つの年金給付のほか、死亡一時金の給付があるが、老齢年金、通算老齢年金および寡婦年金は、その受給資格要件が長期であるため、当分の間受給者は生じない。したがって、40年1月末現在における給付状況は、第2-6-4表のとおり障害・母子・準母子および遺児の各年金給付と死亡一時金の給付が行なわれている。このうち、年金給付としては、母子年金が圧倒的多数をしめている。なお、死亡一時金は、受給資格要件の関係から39年4月から初めて給付が開始されたものである。

第2-6-4表 国民年金給付状況

第2-6-4表 国民年金給付状況(40年3月31日現在)

(1) 年金給付					
	総計	障害	母子	準母子	遺児
受給権者数(人)	49,319	2,294	44,576	43	2,406
年金額(千円)	1,171,876	64,080	1,084,829	888	22,079

(2) 一時金給付	
件数	給付額
24,628	千円 123,140

社会保険庁調べ

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第2節 国民年金

4 財政

国民年金は、給付状況で見たように、給付が本格化していないため、毎年の保険料収入の大部分は積立金として将来に残されている。この制度に対する国庫負担は、保険料額の1/2で、拠出時において繰り入れられ、他の制度よりも高い割合となっている。また、免除された保険料額についても国庫負担が行なわれてる。38年度の積立金は399億円、このうち国庫負担額は前年度の免除保険料に対する分を含めて128億円で、積立総額は38年度末で1,044億円となっている。このほか、国は国民年金の事務に要する経費を負担している。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第2節 国民年金

5 福祉年金の現状

(1) 受給権者

福祉年金は、無拠出の国民年金として70歳以上の高齢者、20歳以上の身体障害者および母子を対象に、34年11月1日から支給が始められたが、39年12月31日現在までに、都道府県によって年金を受ける権利の裁定を受けた受給権者の総数は、のべ430万人、受給権者の現在数は、同日現在327万2,596人で、なお毎年若干ずつ増加をみている。39年は、福祉年金の支給が開始されてから満5年にあたり、高齢者等のなかには、請求の手続きを知らないまま受給権の消滅時効の完成をみるものも生ずるおそれのあるところから、国・都道府県および市町村ともに未請求者の開拓に力を注いだ結果、相当数の請求もれの者が発見され、これらの者に年金が支給されることとなった。

福祉年金の種類別の受給権者数とその推移は、第2-6-5表のとおりであり、そのうち、高齢福祉年金と障害福祉年金とは毎年増加をみているが、母子福祉年金は、38年をピークとして減小し始めている。これは、高齢福祉年金では毎年70歳に達する者を、障害福祉年金では20歳前に障害者となった者も20歳に達したときに受給権者に加えているのに対して、母子福祉年金では34年以後経過的に受給権を取得した者が、子供の成長により、義務教育を終了して逐次失権していくこと、および、36年以降は拠出制の国民年金の発足により、夫を失った場合には拠出制年金の受給権を取得することとなってきたことによるものである。

第2-6-5表 福祉年金受給権者数の推移

第 2-6-5 表 福祉年金受給権者数の推移

(単位：千人)

	総 数		高齢福祉年金		障害福祉年金		母子・準母子福祉年金	
	裁定を受けた受給権者	受給者	裁定を受けた受給権者	受給者	裁定を受けた受給権者	受給者	裁定を受けた受給権者	受給者
34年 (35年5月)	2,439	2,362	2,082	2,012	181	178	176	172
35年12月	2,595	2,478	2,186	2,081	214	209	195	188
36	2,734	2,550	2,292	2,124	237	229	205	197
37	2,806	2,545	2,339	2,097	245	235	222	213
38	3,130	2,687	2,670	2,245	256	246	204	196
39	3,272	2,912	2,821	2,483	275	262	176	167

社会保険庁調べ

なお、39年8月1日からは、結核および精神病によるいわゆる内部的障害者に対しても障害福祉年金の支給が行なわれることとなったが、裁定請求の受付状況は、予定件数をやや下回り、40年2月末現在、1万5,556件となっている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第2節 国民年金

5 福祉年金の現状

(2) 支給制限

福祉年金は、その性質上、夫婦がともに老齢福祉年金または老齢福祉年金と障害福祉年金とを受けるとき、他の公的年金制度から年金を受けているとき、本人またはその配偶者、民法上の扶養義務者で受給権者の生計を維持している者に一定の所得があるときなどには、その受けるべき年金の一部または全額の支給が停止されるいわゆる支給制限の規定が設けられている。

39年12月31日現在支給制限を受けている者の数は、裁定を受けた同日現在の受給権者の約33%で、その事由別の数は、第2-6-6表のとおりである。

第2-6-6表 福祉年金支給停止状況

第2-6-6表 福祉年金支給停止状況
(39年12月31日現在)

(単位：千人)

制限の種類別	制限の内容	総数	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子・準母子福祉年金
総数		1,083	1,054	15	14
(1) 他の公的年金受給による	福祉年金は全額又は一部支給停止(かっこ内は全額支給停止されるものの再掲)	(33) 271	(31) 262	(1) 3	(1) 6
(2) 夫婦が老齢福祉年金又は老齢福祉年金と障害福祉年金を受けることによる	老齢福祉年金から1人3,000円支給停止	485	485	—	—
(3) 本人の前年所得による	全額支給停止(5月分から翌年4月分まで)	64	54	4	6
(4) 配偶者の前年所得による	同上	16	14	2	—
(5) 扶養義務者の前年所得による	同上	234	227	6	1
(6) 他の国民年金を受けることによる	一方の年金を全額支給停止	12	12	—	—
(7) 障害保障等を受けることによる	一定の期間全額支給停止	2	—	—	2

社会保険庁調べ

(注) 1,000人未満は四捨五入したため、内訳の合計は必ずしも総数に一致しない。

以上のような福祉年金には10種類に及ぶ支給制限が行なわれているが、このうち前年の所得が一定の制限基準額をこえるために、全額支給停止の扱いを受けるケースが最も多い。経済の変動、所得水準の上昇は、受給事情に端的に影響する。そこで政府は、地方税法、所得税法の改正にあわせてその制限基準額を緩和してきている。都道府県における70歳以上の高齢人口に対する老齢福祉年金の受給権者および受給者の割合

厚生白書(昭和39年度版)

を見ると大都市をかかえる都道府県ほど受給者の割合が低くなっており,大都市が一般に所得水準が高いことの影響によるものと推定される。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第2節 国民年金

5 福祉年金の現状

(3) 給付費の状況

福祉年金の支払に要する財源は、全額国庫負担として、毎年一般会計から国民年金特別会計に繰り入れられているが、受給者の増加および内容改善に伴う支給範囲の拡大によって、給付費の支出額は毎年増加している。福祉年金の第1回の支払は、35年3月3日から開始されたが、39会計年度を含めて総額1,711億円が全国の受給者に対して支払われた年金給付費の種類別内訳を38年度について見ると、老齢福祉年金261.9億円、障害福祉年金51.8億円、母子(準母子)福祉年金32.9億円、ほかに未支給分約5億円合計約352億円に達している。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第2節 国民年金

6 国民年金法の一部改正

国民年金は制度発足以来,逐年内容充実がはかられてきたところであるが,41年度に制度発足後初めての財政再計算期を控えているところから,本格的な給付改善はその際に検討することとし,第48回国会で成立した国民年金法の改正においては差しあたり改善が急がれる次の三つの事項について重点的な改正がはかられている。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第2節 国民年金

6 国民年金法の一部改正

(1) 福祉年金額の引上げ

近年における物価の上昇,消費水準の向上等から年金額引上げの要望が強いことに応え,各福祉年金額を2,400円引き上げることとしている。この結果,老齢福祉年金は1万3,200円から1万5,600円(月1,300円)に,障害福祉年金は2万1,600円から2万4,000円(月2,000円)に,母子,準母子福祉年金は1万5,600円から1万8,000円(月1,500円)にそれぞれ引き上げられる。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第2節 国民年金

6 国民年金法の一部改正

(2) 障害の範囲の拡大

障害年金、障害福祉年金の支給の対象者として新たに精神薄弱者を加えるとともに、母子年金母子福祉年金等の支給の要件となる障害児の範囲を精神薄弱児にまで拡大する。この改正により、精神薄弱者は未成年の間は母子年金又は重度精神薄弱児扶養手当制度により、20歳をこえれば障害年金により一貫して所得保障制度の保護が及ぶこととなる。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第2節 国民年金

6 国民年金法の一部改正

(3) 福祉年金の支給制限の緩和

ア 福祉年金受給権者の所得による支給制限の限度額を,市町村民税の非課税限度額の引上げ等に見合っ
て緩和し,たとえば,単身の場合の支給制限の限度額を20万円から22万円に引き上げるほか,受給
権者に子等がいる場合の限度額の加算を3万円から4万円に引き上げる。

イ 福祉年金の受給権者の扶養義務者の所得による支給制限の限度額を最近の所得水準の伸び等を考
慮して緩和することとし,たとえば,扶養義務者が単身の場合の限度額を40万円から43万円に引き上
げ,扶養家族が5人の場合の限度額を65万4,000円から71万6,000円に引き上げる。

ウ 福祉年金の受給権者が戦争公務により廃疾等となったことに基づき公的年金を受ける場合におけ
る福祉年金の併給限度額を,8万円から10万2,500円に引き上げる。これらの改正は改正法の公布の
日から施行されるが,障害年金等の支給範囲の拡大は40年8月1日から,福祉年金額の引上げは9月分
から,公的年金と福祉年金との併給限度の緩和は10月分から施行される。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第3節 厚生年金保険

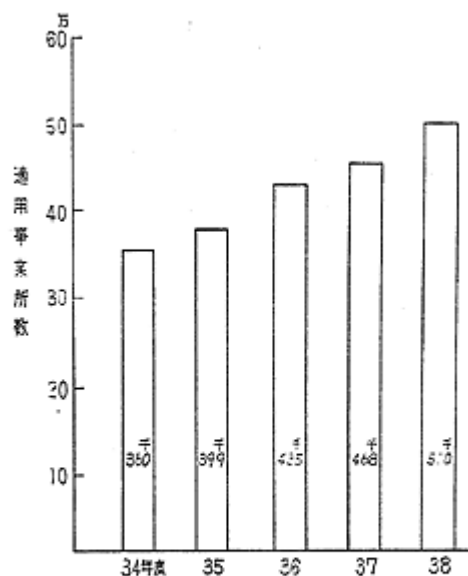
1 適用事業所および被保険者

厚生年金保険は、会社・工場・鉱山・商店・事務所などで常時5人以上の従業員を使用している事業所に強制的に適用することになっている。強制適用事業所はサービス業の一部および農林漁業を除いたほとんど全産業にわたる事業の事業所又は事務所であって、健康保険の適用範囲と全く同じである。厚生年金保険の適用については、さらに以上の強制適用以外の事業主が従業員の1/2以上の同意を得たうえ都道府県知事の認可を受けて適用事業所となることができることになっている。これを任意適用事業所という。

強制適用事業所および任意適用事業所に使用される者は、特定の者を除き、すべて被保険者となる。このほか、適用事業所以外の事業所に使用されている者でも、都道府県知事の認可を受けて被保険者(任意単独被保険者)になることができ、また事業所をやめても一定の要件を備えている者は、都道府県知事に申し出て被保険者の資格を継続(任意継続被保険者)できることになっている。これらの被保険者は、性別、従事する作業の種類によって、第1種被保険者(一般男子)、第2種被保険者(女子)、第3種被保険者(常時坑内作業に従事する者)および第4種被保険者(任意に被保険者の資格を継続する者)に区分されている。

第2-6-1図 厚生年金保険適用事業所数の推移

第2-6-1図 厚生年金保険適用事業所数の推移

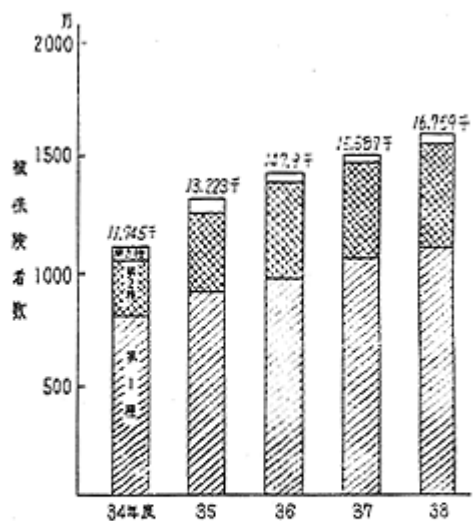


社会保険庁調べ

(注) 各年度の数字は、それぞれ年度末現在である。

第2-6-2図 厚生年金保険被保険者数の推移

第2-6-2図 厚生年金保険被保険者数の推移



社会保険庁調べ

- (注) 1 第4種被保険者は除いた。
2 各年度の数字は、それぞれ年度末現在である。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第3節 厚生年金保険

2 標準報酬および保険料

厚生年金保険における給付額の決定や保険料の徴収は被保険者の報酬月額を基礎として算出されることになっているが、この場合、その者の実際の報酬額を用いることは、事務上きわめて煩雑であるため、被保険者の報酬実額を標準報酬という仮定の報酬月額に格付けして処理することになっている。

厚生年金保険の給付に要する費用は、被保険者と事業主がそれぞれ折半して負担する保険料および国庫負担によってまかなわれている。この場合、保険料は保険財政の均衡を保つために支出面での保険給付の予想額、収入面での積立金の運用利子および国庫負担の予定額に照らして5年目ごとに再計算が行なわれ、その結果により保険料率が改められることになっている。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第3節 厚生年金保険

3 保険給付

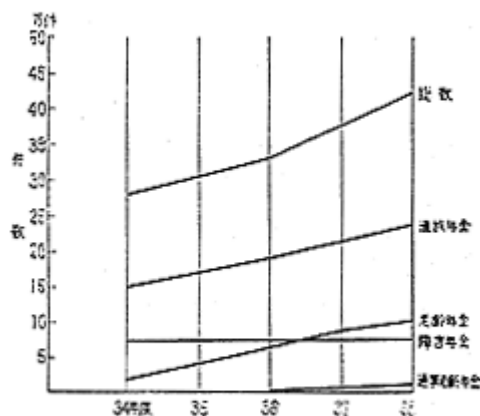
厚生年金保険の保険給付は、老齢年金・通算老齢年金・障害年金・障害手当金・遺族年金および脱退手当金の6種類である。これらの各保険給付の額は、原則として基本年金額と加給年金額が基準となって算出されるしくみになっている。

厚生年金保険の年金給付は、これを公務員、公共企業体職員等を対象とする各種の共済組合のそれに比較してみると、障害年金や遺族年金の資格期間が短いこと、各種の加算が設けられていることなど社会保障的な性格が貫かれている、また、年金額の定額部分(2万4,000円)は最低生活保障としての意味をもつものである。しかし現在の給付額があまりにもわずかであるために、きわめて魅力に乏しいものであるばかりでなく、本制度の目的である老後における経済的な保障の役割を十分に果たしえない実状である。そこで、年金額を大幅に引き上げ、老後の保障を目的とする制度にふさわしい内容にするために厚生年金保険法の一部を改正する法律案が第48回国会に提出され、その成立をみたのである(7参照)。

なお、昭和38年度末の数字でいうと、老齢年金(通算老齢年金を含む)受給者は11万人、年間支給額45億円、障害年金の受給者は8万人、28億円、遺族年金は受給者24万人、56億円で計43万人、130億円に達する。

第2-6-3図 厚生年金保険年金給付支給件数の推移

第2-6-3図 厚生年金保険年金給付支給件数の推移

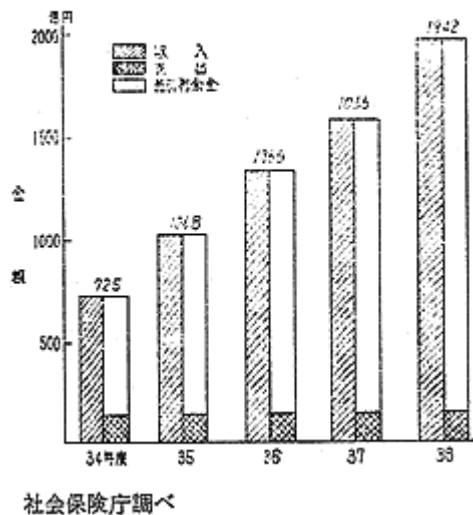


社会保険庁調べ

(注) 各年度末現在における数字である。

第2-6-4図 厚生年金保険収支状況

第2-6-4圖 厚生年金保險収支状況



第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第3節 厚生年金保険

4 年金給付の支払方法の改正

年金給付の支払は、従来厚生年金保険に関する事務を取り扱う社会保険事務所において、当地払(窓口払)または隔地払(国庫送金)の方法によって行なってきたのであるが、年金受給者の増加に伴い窓口事務の改善および年金受給者へのサービスの向上をはかるために、年金給付の支払方法を改正することになった。新しい方式による年金の支払は、社会保険庁から直接受給者が指定した銀行の預金口座または郵便局へ振込み又は送金することになっている。したがって、受給者は毎支払期日(2月,5月,8月,11月)がくれば、いつでも年金を受け取ることができることになったのである。

第2-6-7表 厚生年金保険1件当たり年金額の推移

第2-6-7表 厚生年金保険1件当たり年金額の推移
(単位：円)

	平均	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
35年度末	28,509	41,714	—	33,477	23,068
36	28,931	41,695	19,536	33,622	23,129
37	29,481	41,786	17,819	33,987	23,304
38	30,257	42,510	17,289	34,324	23,552
39	30,917	43,028	17,091	34,712	23,775

社会保険庁調べ

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第3節 厚生年金保険

5 財政

厚生年金保険の運営に要する経費は、保険給付に要する経費と保険事業経営に要する事務費に大別される。前者は、その約85%を保険料と積立金から生ずる利子収入でまかない、残りの約15%を国庫が負担し、後者はその全額を国庫が負担している。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第3節 厚生年金保険

6 福祉施設

厚生年金保険においては、本来の保険給付のほかに被保険者や年金受給者のために次のような福祉施設を設けている。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第3節 厚生年金保険

6 福祉施設

(1) 整形外科診療等

障害年金受給者に対して,無料で診療を行ない,また義肢・義足・補助器等の支給または修理を行なう。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第3節 厚生年金保険

6 福祉施設

(2) 療養援護

内科的廃疾により障害年金の受給権が発生した際に療養見舞金として1人3,000円を支給する。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第3節 厚生年金保険

6 福祉施設

(3) 厚生年金病院

被保険者等に対し,高度の医療を施すための総合病院が東京・大阪・北九州に,整形外科を主体とした病院が,登別(北海道),湯河原(神奈川),玉造(島根)および湯布院(大分)に設置されている。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第3節 厚生年金保険

6 福祉施設

(4) 老人ホーム

老齢年金受給者等を対象とした有料の厚生年金老人ホームが,函館・福島・長野・熱海・高松・北九州・長崎・姫路に設けられており,近く大宮および奈良にも新しく建設することになっている。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第3節 厚生年金保険

7 厚生年金保険法の一部改正

(1) 改正の趣旨

昭和17年に発足した厚生年金保険は29年に現行の体系に整えられて以降、35年に若干の給付改善が行なわれたのみで、その給付水準は、他の共済制度に比較して著しく低く、勤労者の老後の所得保障をになう制度としては、はなはだ不十分な現況にある。

今回の改正の趣旨は、近年の国民経済の高度成長に伴う生活水準の向上、人口構造の老齢化のすう勢、さらには制度創設後20余年を経過し、老齢年金の本格的発生を迎えたことなどの諸情勢に即応して、真に勤労者の老後の生活を保障するに足りる年金制度として、月額1万円の年金を実現することを主眼に、制度の大幅な改善をはかることとしたものである。

改正案は、39年3月に社会保険審議会および社会保障制度審議会に諮問され、両審議会の答申に基づき原案を若干修正したうえ同年4月末第46回国会に提案されたが、審議未了に終わった。その後同一内容の案について39年12月に前記両審議会の意見を求めたうえ、第48回国会に提案され、40年6月1日成立、即日公布された。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第3節 厚生年金保険

7 厚生年金保険法の一部改正

(2) 改正の要点

ア 保険給付

(ア) 基本年金額

a 定額部分(月額)2,000円を5,000円とし,20年以降30年までの被保険者期間1年につき250円を加算する(30年で7,500円となる。)

b 報酬比例部分の算定基礎となる係数6/1,000を10/1,000に引き上げる(20年で平均標準報酬の20%・30年で30%相当額となる。)

(イ) 老齢年金

老齢年金の受給資格期間を満した者が65歳に達したときは,なお被保険者であっても老齢年金を支給する。

この場合その者が被保険者である間は,年金額の20/100相当額について支給を停止する。

なお,改正前および改正後の年金額を比較すると第2-6-8表のとおりとなる。

(ウ) 障害年金および障害手当金

a 1級障害年金については一律1万2,000円という介護加算を基本年金額の25%増しの額とする。

b 3級障害年金については,基本年金額の70%相当額を75%相当額に引き上げ,その年金額が6万円に満たないときは6万円の最低保障をつける。

c 障害手当金についての,基本年金額の140%相当額から150%相当額に引き上げる。

(エ) 遺族年金

遺族年金額(加給年金額を除く。)が6万円に満たないときは6万円の最低保障をつける。また,遺族年金を受けることのできる妻についての年齢制限および妻に対する遺族年金の若年停止を廃止する。

イ 標準報酬

3,000円から3万6,000円までの20等級の標準報酬を7,000円から6万円までの23等級に引き上げる。

ウ 国庫負担

国庫負担率15%(坑内夫20%)を20%(坑内夫25%)に引き上げる(衆議院における議員修正で引き上げが行なわれた。)

エ 保険料

保険料率を次のとおり引き上げる。

一般男子55/1,000(従前35/1,000)

女子39/1,000(従前30/1,000)

坑内夫67/1,000(従前42/1,000)

(衆議院における議員修正で,政府原案の保険料率一般男子58/1,000,女子44/1,000,坑内夫72/1,000)が上記のとおり改められた。これは国庫負担率が引き上げられたことに伴う修正である。

オ 企業年金との調整

民間職域に設立された企業年金で一定の要件を備えるものについては,申請により厚生年金基金(公法人)を設立することにより,厚生年金保険の老齢年金(通算老齢年金を含む。)のうち報酬比例部分を代行することを認める。

カ その他

(ア) 既裁定年金の引上げ

現に支給中の年金についてもこの改正方式を適用し,その額を引き上げる。

(イ) 特例老齢年金の創設

旧陸海軍共済組合その他の旧令共済組合員期間を算入して20年となる者に、通算老齢年金に準じて特例老齢年金を支給する。

(ウ) 特例による女子脱退手当金の支給

今回の改正法の公布の日から6年以内に第2種被保険者の資格を喪失した者に対しては、被保険者期間が2年以上あるときは、脱退手当金を支給する(衆議院における議員修正で女子脱退手当金の復活が行なわれた。)

(エ) 施行期日

改正法は、厚生年金基金に関する部分を除き、公布の日から施行し、原則として40年5月1日から適用する。ただし、厚生年金基金に関する部分は政令で定める日から施行する。

第2-6-8表 改正前と改正後における老齢年金支給額の比較

		第 2-6-8 表 改正前と改正後における老齢年金支給額の比較				
		平均標準報酬 月額10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
		年金額 (月額)	年金額 (月額)	年金額 (月額)	年金額 (月額)	年金額 (月額)
被 保 険 者	改 正 前	3,200 円	3,800 円	4,400 円	5,000 円	5,600 円
	改 正 後	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000
	増 加 率(%)	219	211	205	200	197
25	改 正 前	3,500	4,250	5,000	5,750	6,500
	改 正 後	8,750	10,000	11,250	12,500	13,750
	増 加 率(%)	250	235	225	217	211
30	改 正 前	3,800	4,700	5,600	6,500	7,400
	改 正 後	10,500	12,000	13,500	15,000	16,500
	増 加 率(%)	276	255	241	231	223

社会保険庁調べ

(注) 1 改正前の年金額=24,000円+平均標準報酬月額× $\frac{6}{1,000}$ ×被保険者期間月数

2 改正後の年金額=(250円×被保険者期間月数)+(平均標準報酬月額× $\frac{10}{1,000}$ ×被保険者期間月数)

3 増加率= $\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}$

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第4節 船員保険

1 年金部門の内容

船員保険は、医療保険、失業保険と並んで、被保険者の老齢・廃疾・死亡・脱退・行方不明に対して年金または一時金を支給する年金部門を有している。その適用状況については、すでに医療保険の項で述べたとおりである。

船員保険の年金部門の給付には、二つの性格のものが含まれている。一つは、所得保障的色彩の強い厚生年金保険と同様のものであり、他の一つは、船員法に定められた船主の災害補償責任を肩代わりする労災保険的な色彩の濃いものである。前者の部分は海上労働の特殊性から厚生年金保険における坑内夫と同様に、支給要件、年金支給開始年齢等が、一般の被用者より有利に定められている。後者の部分は、船員法の船主責任との関連から支給要件は廃疾、行方不明又は死亡が職務上の事由によるものであればよく、給付額は、前者が被保険者であった期間の平均標準報酬月額を基礎として算出されるのに対し、事故発生当時の標準報酬月額を基礎としている。また、給付額は、陸上の労災保険より若干有利になっている。なお、年金部門については、給付内容を改善するため、厚生年金保険法の改正にあわせて改正を行なった。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第4節 船員保険

2 保険給付

船員保険の老齢年金受給者は、38年度末で4,944人で、その平均年金額は5万5,955円となっており、職務上を含む障害年金受給者は3,231人、同じく職務上を含む遺族年金受給者は2万141人となっている。

これらの給付状況は、第2-6-9表のとおりである。

船員保険の年金部門の給付には、このほか通算老齢年金・遺族一時金・障害差額一時金・遺族年金差額一時金・行方不明手当金等の給付がある。

第2-6-9表 船員保険年金給付支給の推移

第2-6-9表 船員保険年金給付支給の推移

	老 齢 年 金		障 害 年 金		遺 族 年 金		寡夫・かん夫・遺児年金	
	件 数	1件当たり 金 額	件 数	1件当たり 金 額	件 数	1件当たり 金 額	件 数	1件当たり 金 額
35 年 度 末	2,420	53,479	(814) 1,787	(53,943) 50,229	(17,677) 606	(28,661) 26,712	2,593	29,300
36	2,902	53,046	(897) 2,006	(56,883) 52,829	(17,878) 745	(30,339) 27,000	2,787	29,341
37	3,751	53,999	(977) 2,092	(60,131) 54,738	(18,128) 1,061	(31,972) 27,468	2,888	30,310
38	4,944	55,955	(1,043) 2,188	(63,475) 56,331	(18,527) 1,614	(34,455) 28,074	2,875	30,010
39	5,896	57,432	(1,065) 2,176	(65,119) 57,455	(18,868) 2,150	(36,885) 28,234	2,846	29,396

社会保険庁調べ

(注) 障害年金および遺族年金の()内は職務上の事由によるものである。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第4節 船員保険

3 財政

年金部門における保険財政は第5章第5節でも述べられているので、ここでは省略するが、年金部門の積立金は38年度末で約230億円となっている。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第5節 積立金の運用

1 積立金とその用途

厚生年金保険制度および国民年金制度は、その財政方式として積立方式を採用している関係上、給付が全面的に行なわれるようになるまでは、毎年保険料や保険料の運用から生ずる収入によりばく大な積立金が蓄積されていくことになる。この積立金の額は、厚生年金保険制度においては昭和38年度末で8,906億円に及び、また、39年度末には約1兆969億円に達するものと見込まれ、40年の制度改正に伴い、将来のピーク時には30兆円を越える額に達すると見込まれている。38年度までの積立金の累積状況は第2-6-10表のとおりである。

第2-6-10表 厚生年金保険積立金累積状況

第2-6-10表 厚生年金保険積立金累積状況
(単位：億円)

	厚生年金保険	
	当該年度分	累計
35年度	939	4,400
36	1,219	5,659
37	1,498	7,152
38	1,753	8,906
39(見込)	2,063	10,969

社会保険庁調べ

国民年金制度においては、38年度末で1,044億円に及び39年度末には約1,504億円に達するものと見込まれ、41年度に行なわれる予定の制度改正を見込まない場合でも、将来ピーク時には約3兆6,000億円程度までに達するものと見込まれている。このようにばく大な額が積み立てられる厚生年金保険積立金および国民年金積立金は、郵便貯金、簡易保険資金等の任意の貯蓄的な資金と異なり、被保険者等から強制的に拠出された零細な保険料の累積によるものであって、この積立金の運用にあたっては、国民生活の安定向上に直接役立つ分野に限って投融資するものとし、特にそのうち毎年度積立金増加額の25%に相当する額は、いわゆる還元融資として保険料拠出者の生活向上に直接寄与するとともに、年金制度の円滑な運営に効果のある分野に限って融資することとされている。この積立金は、現在、大蔵省資金運用部に預託され、他の国家資金とともに管理運用されている。第2-6-11表は、39年度財政投融資計画における用途別分類を示すものである。この表によると年金資金等として2,792億円が計上されているが、このうち厚生年金保険は、2,180億円、国民年金456億円、合計額2,636億円でそのほとんどをしめており、この資金運用部資金全体の額8,054億円の約33%、国の財政投融資全体の額1兆3,402億円の約20%をしめている。

第2-6-11表 39年度財政投融資用途別分類表

第2-6-11表 39 年度 財政投融資使途

	総額	産投出資	資
			年金資金等
総額	13,402	812	2,792
(1) 住宅備設	1,806	195	542
(2) 生活環境整備	1,580	1	392
(3) 厚生福祉施設	443	—	394
(4) 文教施設	403	—	93
(5) 中小企業業	1,642	30	516
(6) 農林漁業	938	296	229
(1)~(6) 小計	6,812	522	2,166
(7) 国土保全災害復旧	435	—	117
(8) 道路	1,117	—	101
(9) 運輸通信	1,852	27	223
(10) 地域開発	1,152	24	185
(7)~(10) 小計	4,556	51	626
(11) 基幹産業	1,097	14	—
(12) 輸出振興	937	225	—

資料：大蔵省理財局

- (注) 1 開発銀行、地方公共団体等あらかじめ使途別に配分することが困難なものについては、実績等を基礎と
 2 年金資金等には、厚生年金、国民年金、給員保険および国家公務員共済組合の新規増加分を計上した。

別分類表

(単位：億円)

金運用部資金		簡保資金	公募債借入金	外貨債等
郵貯資金等	小計			
5,267	8,054	1,500	2,500	536
588	1,130	141	340	—
510	902	220	457	—
49	443	—	—	—
153	251	152	—	—
886	1,402	110	100	—
393	622	20	—	—
2,584	4,750	643	897	—
200	317	118	—	—
173	274	200	425	218
384	607	343	803	72
317	502	101	347	178
1,074	1,700	762	1,575	468
892	892	95	28	68
712	712	—	—	—

して、比例配分した。

次に、年金資金の用途は、第2-6-11表に示されているが、このうち(1)から(6)までは、被保険者等の福祉増進に直接または間接に寄与する分野であって、この分の小計額2,166億円は、年金資金等全体額の77.6%にあたる。また、(7)から(10)までは、被保険者等の福祉増進に間接的に寄与する分野で、この分の小計額626億円は、全体の22.5%にあたる。なお(11)の基幹産業や(12)の輸出振興には、年金資金は全くふりむけられていない。

厚生年金保険の還元融資および国民年金の特別融資の資金枠は、毎年度積立金増加額の25%相当額であることはすでに述べたところであるが、その使途は、前記の財政投融資使途別分類表の(1)から(6)までのうち、特に被保険者等の福祉増進に直接的に役立つとともに、年金制度の運営に効果のある住宅・病院・厚生福祉施設等の整備にのみふりむけられることとなっている。第2-6-12表は、厚生年金保険還元融資および国民年金特別融資の資金枠の年度別推移を示すものである。

第2-6-12表 厚生年金保険積立金還元融資・国民年金特別融資資金枠

第2-6-12表 厚生年金保険積立金還元融資・国民年

	総 額				厚
	36年度	37	38	39	36年度
総 額	335	430	522	659	260
年金福祉事業団	(60) 50	150	200	266	(60) 40
住 宅	(44) —	70	100	152	(44) —
病 院	(13) 17	35	38	34	(13) 17
厚生福祉施設	(3) 33	45	62	80	(3) 23
第 1 種	23	33	49	67	18
第 2 種	10	12	13	13	5
特別地方債	140	175	200	252	95
住宅および生活環境	25	40	44	47	15
病 院	65	77	89	117	50
厚生福祉施設	50	58	67	88	30
医療金融公庫	28	34	36	43	20
社会福祉事業振興会	—	—	—	3	—
国立病院特別会計	—	—	5	—	—
一般地方債	57	71	81	95	45
					{上水道30 下水道15}

厚生省年金局調べ

(注) 「36年度」の()内の数字は、転貸方式によって事業主等に融通した資金枠である。

金 特 別 融 資 資 金 枠

(単位：億円)

生 年 金 保 険			国 民 年 金			
37	38	39	36年度	37	38	39
330	415	545	75	100	107	114
135	184	250	10	15	16	16
70	100	152	—	—	—	—
30	33	29	—	5	5	5
35	51	69	10	10	11	11
28	43	61	5	5	6	6
7	8	8	5	5	5	5
117	146	176	45	58	54	76
28	41	43	10	12	3	4
57	69	87	15	20	20	30
32	36	46	20	26	31	42
24	25	35	8	10	11	8
—	—	—	—	—	—	3
—	—	—	—	—	5	—
54	60	84	12	17	21	11
{上水道35 下水道19}	{上水道39 下水道21}	{上水道55 下水道29}	{清掃 5 簡水 7}	{清掃 7 簡水 10}	{清掃 12 簡水 7}	{清掃 6 簡水 5}

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第5節 積立金の運用

2 融資の状況

年金積立金の還元(特別)融資は,大きくわけて地方公共団体に対する貸付(特別地方債)と民間の企業体や協同組合等に対する貸付(年金福祉事業団を通じて貸付られるもの)に区分される。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第5節 積立金の運用

2 融資の状況

(1) 地方公共団体に対する貸付

38年度における厚生年金保険積立金還元融資に対する特別地方債の申請と、その決定状況は第2-6-13表のとおりである。

このうち、住宅事業は、都道府県または市町村が厚生年金保険法の適用を受ける中小企業事業所(常時使用する被保険者が300人未満のもの)の従業員のために住宅を建設する事業である。病院事業は、利用圏内に所在する事業所に使用される被保険者等が、地区住民のおおむね3割以上をしめる地域における病院その他の医療施設(職員住宅、看護婦宿舎等を含む。)の新設および増改築事業ならびに医療機械の購入等である。厚生福祉施設事業は、会館・体育館・プール・国民宿舎・老人クラブなどの新築および増改築である。資金枠に対する申請の割合は、住宅事業が資金枠とほぼ同額の40億円、病院事業が約3.5倍の244億円、厚生福祉事業が4.2倍の152億円、合計額435億円で、資金枠に対し3倍の需要を示し、還元融資の地方公共団体に対する役割の大きさを示している。なお、39年度の申請状況は、資金枠176億円に対し、344件、448億円で2.5倍の申請が行なわれている。

次に、38年度における国民年金関係の特別地方債の申請とその決定状況は第2-6-13表のとおりである。住宅および生活環境整備事業は、水洗便所改良事業であり、この事業は、下水道終末処理施設および排水設備が完備している地域における住宅の水洗便所の改良に要する資金を、市町村を通じて貸し付ける事業である。病院事業は、厚生年金分の対象となる地域以外の地域における病院・診療所の新設および増改築事業である。厚生福祉事業は、保育所・母子福祉センター・老人クラブ等の社会福祉施設のほか、人口おおむね15万人未満の市町村が行なう国民宿舎・会館・体育館・プール等の新設および増改築事業(ただし、会館事業にあっては市に限られる。)である。資金枠に対する申請の割合を見ると、住宅および生活環境事業がほぼ1.5倍の4億円、病院事業が2.3倍46億円、厚生福祉施設事業は3.6倍の111億円となっている。39年度の申請状況は、資金枠76億円に対して、1,162件211億円で約2.8倍の申請となっており、この種の施設の整備がしやかに被保険者およびその家族から望まれているかを示している。

第2-6-13表 38年度特別地方債申請および決定状況

第2-6-13表 38年度特別地方債申請および決定状況

	総 数				厚生年金保険積立金還元融 資 分				国民年金特別融資分							
	資 金 種 別		申 請		決 定		資 金 種 別		申 請		決 定					
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額				
総 数	200	1230	59,613	868	20,000	146	321	43,517	272	14,600	54	909	16,096	596	5,400	
住 宅	44	49	4,384	46	3,465	41	30	3,938	27	3,175	3	19	446	19	290	
病 院	89	383	28,975	324	9,820	69	183	24,408	160	7,815	20	200	4,567	164	2,005	
厚生 福 祉 施 設	総 数	67	798	26,254	498	6,715	36	108	15,171	85	3,610	31	690	11,083	413	3,105
	休 養 施 設		86	2,282	53	775		10	304	6	138		76	1,978	47	637
	会 館		111	12,600	83	3,174		55	9,135	49	2,298		56	3,465	34	876
	体 育 施 設		221	8,569	145	2,027		39	5,620	28	1,134		182	2,949	117	893
その他社会福祉施設等		380	2,803	217	739		4	112	2	40		376	2,691	215	699	

厚生省年金局調べ

なお、地方公共団体に対する還元融資として以上に述べた特別地方債のほかに、39年度において一般地方債として95億円(上水道事業55億円,下水道事業29億円,清掃事業6億円,簡易水道事業5億円)がある。

第2部 厚生行政の現状

第6章 年金制度はどのように整備されているか

第5節 積立金の運用

2 融資の状況

(2) 年金福祉卒業団の貸付け

年金福祉事業団は、厚生年金保険、船員保険および国民年金の被保険者やその家族のための福祉施設の設置や整備に要する資金の貸付けの業務を行なうものである。この融資は保険料の拠出者に対する還元融資であるため、長期かつ低利であり、その融資の対象施設は、住宅、療養施設(病院・診療所等)、休養施設(保養所・休養所等)、体育施設(体育館・運動場・プール等)、教養文化施設(集会所・図書館等)、給食施設、老人・身体障害者・母子又は児童のための福祉施設、生活改善施設(共同の浴場・洗たく場)などとされている。

また貸付けの相手方は、厚生年金保険の適用事業所の事業主・船舶所有者・中小企業協同組合・農業協同組合・健康保険組合・国民健康保険組合・消費者生活協同組合・日本赤十字社・社会福祉法人などである。

38年度における貸付決定状況は第2-6-14表のとおりで資金枠に対する申請の割合は、住宅事業が2.5倍の262億円、病院事業が1.7倍の51億円、厚生福祉施設事業が2.0倍の134億円であり、前年度に引き続いて住宅に対する申請が多く、勤労者の住宅に対する需要が強いことが示されており、また、中小企業の従業員の福祉のため共同施設の整備はいぜんとして需要が多い。次に、38年度から既設民間社会福祉施設のうち施設が老朽化しているため厚生大臣が特に緊急整備の必要を認めたもので、経営主体が社会福祉法人および日本赤十字社であるものについては、事業の性質上国および都道府県(指定都市を含む)が助成策として補助金を支出するとともに、残余の事業費についても年金福祉事業団により貸し付けを行なうこととなった。

第2-6-14表 38年度年金福祉事業団融資申請および決定状況

第2-6-14表 39年度年金福祉事業団融資申請および
決定状況

	申 請		決 定		
	件数	金 額	件数	金 額	
総 数	2,135	44,741.9	1,180	20,000	
住 宅	1,477	26,177.2	765	10,330	
病 院	80	5,135.3	72	2,975	
厚 生 省	総 数	578	13,429.4	343	6,695
第1種	総 数	512	12,659.5	291	6,302.4
	休 養	80	2,133.3	44	1,144.5
	体 育	43	1,749.4	26	502.9
	教育文化	239	5,823.2	120	2,812.9
	給 食	141	2,849.5	96	1,786.2
	そ の 他	9	104.1	5	55.9
第2種	社会福祉	66	769.9	52	55.9

厚生省年金局調べ

(注) 各種事業別資金枠は需要に応じて調整が行なわれている。

なお、年金福祉事業団に対する39年度の貸付申込状況は、申請件数2,483件資金枠266億円に対して約2倍の544億円の申請が行なわれている。